

改正を行い、「個別の教育支援計画」の作成に当たっては、児童生徒等又はその保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならないこととした。また、2019年度から3年間にわたり、学校と放課後等デイサービス事業所などの障害児通所支援事業所の連携促進に資するため、連携に際してのマニュアルを作成するモデル事業に取り組み、周知を図っている。

ウ 発達障害のある子供に対する支援

「学校教育法の一部を改正する法律」（平成18年法律第80号）により、幼稚園、小・中学校及び高等学校等のいずれの学校においても、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する特別支援教育を推進することが法律上明確に規定された。

2016年6月には「発達障害者支援法の一部を改正する法律」（平成28年法律第64号）が公布され（2016年8月施行）、発達障害児がその年齢・能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮することや、支援体制の整備として個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成推進、いじめの防止等のための対策の推進等が規定された。文部科学省では、2020年度より、発達障害の可能性のある児童生徒等に対する指導経験の浅い教師の専門性向上を図るため、研修等の機会の充実や指導・助言などのサポート体制の整備など、関係機関とも連携した支援体制の構築に取り組む事業を実施している。さらに、2021年度からは、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動や通級による指導について、学びの保障や指導の質の向上などの観点から、ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究を開始した。これらの事業で得られた成果については、今後文部科学省のホームページにおいて公表する予定である。

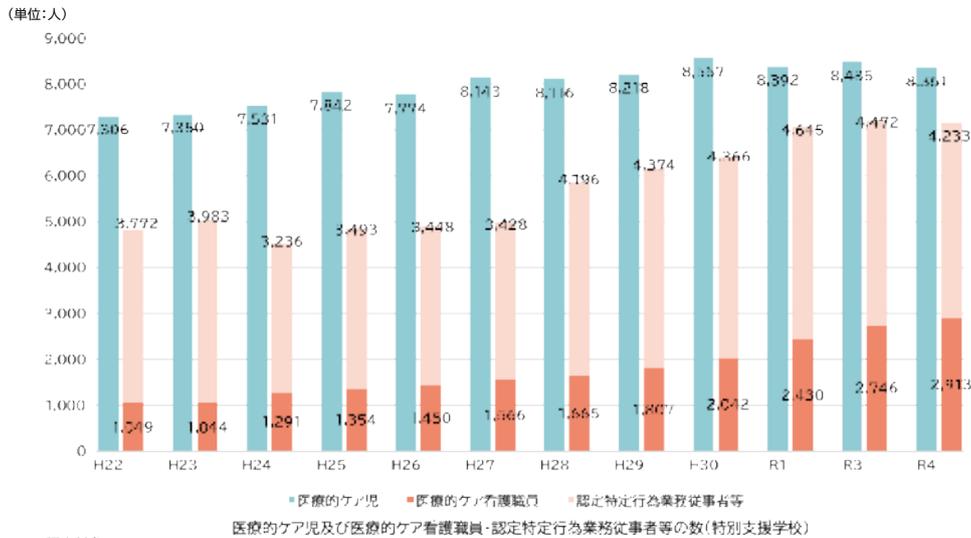
そして、2023年度より、児童生徒が在籍する学校において専門性の高い通級による指導を受けられるよう、通級による指導の対象となっている児童生徒にとって効果的かつ効率的な通級による指導の実施に向けたモデル構築や、管理職も含めた全ての教員が発達障害を含む特別支援教育に取り組んでいくため、管理職を始めとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築等に関する研究を実施する。

エ 医療的ケアが必要な子供に対する支援

文部科学省が実施した学校における医療的ケアに関する調査の結果によると、特別支援学校や小・中学校等に在籍する医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数は増加傾向にある。また、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年法律第81号）が2021年6月に成立し、2021年9月に施行された。このような状況を踏まえ、文部科学省では、学校において関係者が一丸となって医療的ケアに対応できるよう、医療的ケアの環境整備の充実を図るため、教育委員会や学校等における取組を支援している。

■ 図表3-3 特別支援学校や幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児等の推移

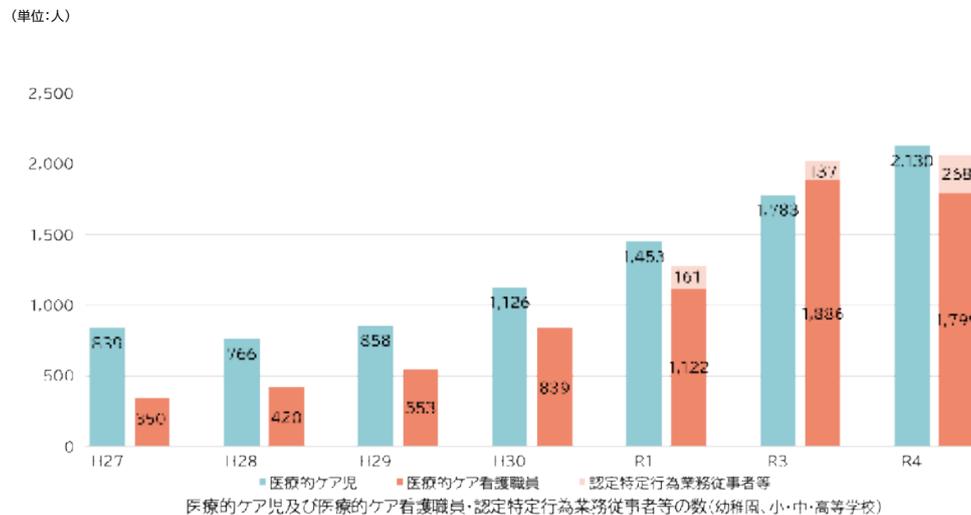
特別支援学校における医療的ケアに関する推移



- ※ 調査対象
 - ～H30 : 公立の特別支援学校(H23は岩手県、宮城県、福島県、仙台市は調査対象外)
 - R1～ : 国公立の特別支援学校
- ※ 認定特定行為業務従事者等の数
 - H22、23 : 医療的ケアに関わっている教員数
 - H24～ : 認定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教員等の数
(調査期日H24:10月1日H25～H27:9月1日、H28、H29:年度中に認定特定行為業務従事者として実際に医療的ケアを実施する者(予定を含む)。)
 - R4 : 認定特定行為業務従事者及び介護福祉士の数
- ※ R2は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。

出典：令和4年度学校における医療的ケアに関する実態調査（文部科学省）

幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアに関する推移



- ※ 調査対象
 - H27 : 公立の小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む)
 - H28、29: 公立の小学校、中学校(義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む)
 - H30 : 公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校(通信制を除く。)、義務教育学校、中等教育学校
 - R1、R3 : 国公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、小学校、中学校、高等学校(専攻科を除く。)、義務教育学校、中等教育学校
- ※ 認定特定行為業務従事者等の数
 - R1～ : 認定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教員等の数
 - R4 : 認定特定行為業務従事者及び介護福祉士の数
- ※ R2は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。

出典：令和4年度学校における医療的ケアに関する実態調査（文部科学省）

とりわけ、学校において中心となって医療的ケアを行う看護師については、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして、その名称を医療的ケア看護職員とし、その職務内容について学校教育法施行規則に規定するとともに、教育委員会等における医療的ケア看護職員の配置に係る支援や研修に関する調査研究を行っている。

さらに、近年、小・中学校等においても医療的ケア児が増加傾向であることから、教育委員会等における医療的ケアに関する体制の整備等の参考となるよう、「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」を2021年6月に公表するとともに、小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について調査研究を実施している。

加えて、医療的ケア児が安心して安全に学校等に通うことができるよう、主治医と学校医等との連携を推進する観点から、2020年4月の診療報酬改定において、医療的ケア児が通う学校の学校医又は医療的ケアに知見のある医師に対して、医療的ケア児が学校生活を送るに当たって必要な情報を主治医が提供した場合の評価を新設されるとともに、医療的ケア児が普段利用している訪問看護ステーションから学校が必要な情報提供を受けられる機会が拡充された。また、2022年4月の診療報酬改定において、算定対象先が追加された。文部科学省では、診療報酬改定を踏まえ、医療的ケア児の教育機会や医療安全を確保する観点から、主治医から学校医等への診療情報提供に基づく医療的ケアの流れやその際の留意事項等を整理し、教育委員会等に周知している。

オ 私学助成

私立の小学校から大学までの学校（特別支援学校を含む。）における障害のある児童・生徒・学生等の就学への配慮や、特別支援学校、特別支援学級を置く小・中学校及び障害のある幼児が就園している幼稚園等の果たす役割の重要性から、これらの学校の教育環境の維持向上及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、「私立学校振興助成法」（昭和50年法律第61号）に基づき、国は経常的経費の一部の補助等を行っている。

カ 家庭への支援等

文部科学省と地方公共団体は、障害のある子供の特別支援学校や小・中学校の特別支援学級等への就学支援の充実、障害のある子供の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じて就学奨励費を支給している。2020年度からは、新たにオンライン学習に必要な通信費についても補助対象とし、2021年度、2022年度と補助対象者の拡充、補助上限額の引き上げを行った。